

ツキノワグマ出没注意報等発表規程

平成29年7月6日
自然保護課

(注意報等の発表基準)

第1 ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領(以下「要領」という。)第3条及び第4条に定める注意報等の発表基準について、次のとおりとする。

(1) 注意報の発表基準

要領第3条(2)の「例年より多いとき」とは、原則として当該1か月間のツキノワグマの目撃、人身被害等の件数(以下「出没件数」という。)が、その月の過去5年間の平均値に1.5を乗じて得た数値以上になったときとする。

(2) 警報の発表基準

要領第4条(1)の「例年を大幅に上回ったとき」とは、原則として当該1か月間の出没件数が、その月の過去5年間の平均値に2を乗じて得た数値以上になったときとする。

(発表時期)

第2 要領第3条及び第4条の注意報及び警報(以下「注意報等」という。)の基準に該当すると認めるときは、速やかに発表するものとする。

(注意報等の発表対象地域)

第3 注意報等を発表する区域は、原則として県内全域とするが、要領第5条第2項に規定する区域を限定する場合は、県民局単位とする。

(注意報等の発表期間)

第4 要領第5条第3項に規定する期間は、原則として11月30日までとする。

(注意報等の発表の周知)

第5 要領第6条に規定する関係団体等は、青森県猟友会、青森県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県りんご協会、青森県養蜂協会、青森県森林組合連合会、青森地域広域事務組合消防本部、弘前地区消防事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、五所川原地区消防事務組合消防本部、十和田地域広域事務組合消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、中部上北広域事業組合消防本部、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部、三沢市消防本部、つがる市消防本部及び青森県山岳遭難防止対策協議会とし、当該団体には傘下の組織への周知を依頼するものとする。